

茨城空港周遊バス運行事業 受託事業者募集要項

(財)茨城県開発公社

第1 趣旨

首都圏三番目の空港として開港した茨城空港は、増大する国際航空需要の一翼を担うことが期待されており、その役割を果たすためには、外国人観光客の利便性向上及び魅力ある観光ルートの提供が求められています。

このため、茨城空港から県内外の観光地等へ、利便性が高く、かつ、魅力的な観光案内を提供するバス運行を受託する事業者を募集します。

第2 事業主体

茨城県開発公社（茨城県からの受託事業）

第3 委託上限額

19,822千円

（平成22年9月末まで。平成22年10月から平成23年3月末までの期間は、別途契約予定）

第4 事業内容

茨城空港を発着地として、県内外観光地等を周遊するバス運行を行うものとし、以下の条件をすべて満たすものとします。

1 運行内容に関する事項

（1）運行期間

平成22年7月下旬（予定）～平成22年9月末日（平成23年3月末日までの期間延長予定）

運行開始日は、委託者との協議により決定します。

（2）運行（観光）ルート

茨城空港～県内外の観光地等～茨城空港

茨城空港を発着地とする国際便利用客（中国上海からの旅行者）を想定し、魅力的な運行（観光）ルート案を提案してください。

実際の運行ルートについては、利用者（旅行会社）との協議により決定します。

（3）運行頻度

航空機1便あたりバス2～3台程度を最大6日間の行程で運行します。ただし、1便あたりのバス提供台数は、利用者からの事前の申し出により変動する可能性があります。

また、本事業によるバス提供台数は委託額の範囲内で決定します。

航空機は週3便(180席/便)程度運航され、1便あたりバス3～4台程度の運行がなされる予定です。

（4）運行車両

運行車両は、以下の条件をすべて満たすものとします。

車両タイプ：大型貸切バス（自動車NOx・PM法及び排出ガス規制に関する各都道府県条例に規定する基準に適合し、日本各地への運行が可能な車両）

台数：（3）の運行が可能な台数（最大10台程度/日）

座席：座席数45席以上（運転席・補助席を除く）

貨物収納場所：乗客のトランク等を収納できる十分なスペースを備えること

(5) 管理体制等

車両等の整備管理体制、事故発生時等緊急時の処理体制、利用者からの苦情処理体制が確立されているとともに、利用者その他の者の損害を賠償するための措置を講じること。

また、利用者(旅行会社)からの観光地・ルート等の相談に対応可能な部門を有すること。

2 コンシェルジュサービスに関する事項

バスを利用する外国人観光客に対し、茨城県及び日本の魅力を伝え、再び茨城を訪問したいと認識していただくため、丁寧で分かりやすい説明をするほか、旅行会社等からの問い合わせへの対応等を行うものします。この場合、中国語による対応を基本とします。

第5 労働者の雇用

受託者は、業務に従事させるため、次により、新たに必要な労働者(失業者)を雇用するものとしてします。

- 1 雇用する者：運転手、コンシェルジュサービス職員、運行管理者、事務職員、その他業務の
(例) 運営に必要な者。
- 2 募集方法：公共職業安定所への求人申込みのほか、公開の方法により募集すること。
- 3 雇用・就業期間：平成22年9月末(運行期間延長により最長1年まで雇用可能)
- 4 留意事項：事業費に占める新規雇用労働者の人件費の割合は、1/2以上であること。
また、新規雇用労働者は原則、当該委託業務に専念させること。

第6 応募手続き等

本事業に応募する者は、次に定めるところにより、提案書を提出してください。

- 1 提出方法
下記提出先へ持参してください。郵送又は電子メールでの提出は認めません。
- 2 提出先
水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル7階
財団法人 茨城県開発公社総務部総務企画課
- 3 提出期間
平成22年7月16日(金)~7月23日(金)
平日午前9時から午後5時までに提出してください。
- 4 提出部数
20部
- 5 応募資格
次の条件をすべて満たす者としてします。
 - (1) 県内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者であって、本要項に定める条件による事業の運営が可能な者。
 - (2) 本委託事業以外にも同時にバス運行が可能な者。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(一般競争入札者の資格)の規定に該当しない者(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと)。

6 提案内容等

(1) 提案書類

書類名	主な記載項目	様式
提案書表紙		
提案企業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・提案企業名 ・代表者名 ・業務内容 	様式 1
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理体制 ・整備管理体制 ・緊急時処理体制 ・苦情処理体制 ・旅客その他の者の損害を賠償するための措置 	様式 2
運送に関する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度運送実績 ・主な公共事業受託実績 	様式 3
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の位置、名称及び規模 ・自動車車庫の位置及び収容能力 ・乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要 	様式 4
その他運行の信頼性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運行の信頼性を高める独自提案事項 	様式 5
運行・コンシェルジュサービスに関する事項（運行計画等）	<ul style="list-style-type: none"> ・運行(観光)ルート案 ・運行車両概要 ・コンシェルジュのサービス内容及びその人材育成計画 ・旅客手荷物の取扱いに関する事項 	様式 6
運行費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・運行費用及び運行可能回数 ・新規雇用に係る計画 	様式 7

(2) 作成要領

提案書表紙

必要事項を記入し、押印すること。

提案企業概要（様式 1）

必要事項を記入し、様式記載の書類を添付すること。

管理体制（様式 2）

ア 運行管理体制

イ 整備管理体制（車両等の整備に関する体制を記入すること）

ウ 緊急時処理体制（事故処理と運行回復に対応する体制を記入すること）

エ 苦情処理体制（苦情への対応と運行への反映のための体制を記入すること）

オ 旅客その他の者の損害を賠償するための措置

運送に関する実績（様式 3）

ア 平成21年度貸切旅客運送実績

イ 平成21年度乗合旅客運送実績

ウ 主な公共事業受託実績

施設概要（様式 4）

ア 営業所の位置（茨城空港までの直線距離）・名称及び規模

イ 自動車車庫の位置及び収容能力

ウ 乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要

その他運行の信頼性に関する事項（様式5）

その他運行の信頼性に関する事項があれば記載すること。

運行内容に関する事項（様式6）

ア 運行（観光）ルート

具体的な運行（観光）ルート案（複数案提案可能）

イ 運行車両（大型・中型・小型の車種別）

（ア）車両の台数及び諸元

（イ）座席数

（ウ）障害者・高齢者の利用への配慮に関する事項

（例）優先席の設置に関する事、車椅子対応に関する事 等

（エ）その他運行車両に関する事項

ウ コンシェルジュサービスに関する事項

（ア）提供可能なコンシェルジュサービスの内容

（イ）人材育成計画

エ 旅客手荷物の取扱いに関する事項

・ 旅客手荷物の収納の方法等

オ その他

・ その他利用者の利便性を高める等の提案があれば記入

運行費用等の計画

ア 運行費用積算

次の項目別に積算内訳とともに示すこと。

- ・ 人件費（運転手・コンシェルジュ）
- ・ 燃料油脂費（1日1台あたり250km走行と仮定）
- ・ 減価償却費
- ・ 車両リース費
- ・ 税（自動車税等）
- ・ 保険料（乗客の損害を賠償するための保険料、損害保険料等）
- ・ 有料道路使用料
- ・ 駐車施設使用料
- ・ 乗員の宿泊費
- ・ その他の運送関係経費（乗員の旅費等を含む）
- ・ 一般管理費

イ 運行可能回数

・ 委託上限額時の運行可能回数を記載すること(上記アの を除く費用での回数を記載)。

ウ 新規雇用に係る計画

・ 様式記載の項目を示すこと。

(3) その他

提案書類記載の内容について、質問・確認等を行うことがあります。

第7 審査方法

委託者において提案内容を審査し、事業者を選定します。

第8 失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とします。

- (1) 応募資格に定める要件を満たさない者
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した者
- (3) 法令に違反する行為をしたと認められた者

第9 委託費の支払い等

1 委託費の金額

予算の範囲内であり、かつ、原則として提案書記載の金額を上限額とします。

(有料道路使用料、駐車施設使用料、乗員の宿泊費等の費用については、別途、旅行会社への請求となります。)

2 委託費の精算

「燃料油脂費」等については、計画と大幅に異なる場合には、年度末に精算を行います。

3 委託費の支払い

委託費は、事業終了後に完了報告及び検査を経た後に、2による精算後の金額を支払います。

第10 その他

事業の実施に関し疑義がある場合には、委託者・受託者で協議のうえ決定するものとします。